TABLE: CATEGORIZATION OF NUCLEAR MATERIAL

Nuclear Material	Form	Category I	Category II	Category III[c]
1. Plutonium[a]	Unirradiated[b]	2kg or more	Less than 2kg but more than 500g	500g or less but more than 15g
2. Uranium-235	Unirradiated[b]			
- uranium enriched to 20% 235_U or more		5kg or more	Less than 5kg but more than 1kg	1kg or less but more than 15g
- uranium enriched to 10% 235_U but less than 20% 235_U			10kg or more	Less than 10kg but more than 1kg
- uranium enriched above natural, but less than 10% 235_U				10kg or more
3. Uranium-233	Unirradiated[b]	2kg or more	Less than 2kg but more than 500g	500g or less but more than 15g
4. Irradiated Fuel			Depleted or natural uranium, thorium or low-enriched fuel (less than 10% fissile content)[d]/[e]	

(a) All plutonium except that with isotopic concentration exceeding 80% in plutonium-238.

(b) Nuclear material not irradiated in a reactor or nuclear material irradiated in a reactor but with a radiation level equal to or less than 1 Gy/hr (100 rads/hr) at one meter unshielded.

(c) Quantities not falling in Category III and natural uranium, depleted uranium and thorium should be protected at least in accordance with prudent management practice referred to in the Annex II to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material.

(d) Although this level of protection is recommended, it would be open to the Parties, upon evaluation of the specific circumstances, to assign a different category of physical protection.

(e) Other fuel which by virtue of its original fissile material content is classified as Category I or II before irradiation may be reduced one category level while the radiation level from the fuel exceeds 1 Gy/hr (100 rads/hr) at one meter unshielded.

告　　示

○外務省告示第百四十五号

平成二十二年三月二日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定について、カザフスタン共和国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国政府はこれを平成二十二年八月十七日に受領した。我が国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を平成二十三年四月六日に行い、カザフスタン政府はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第十四条1の規定に従い、平成二十三年五月六日に効力を生ずる。

平成二十三年四月八日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百四十六号

平成二十二年三月二日に東京で原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十三年四月八日

外務大臣　松本　剛明

（訳文）

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1　転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定の適用を受ける核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2　協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3　協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

4　協定第十二条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、国際原子力機関（以下「機関」という。）の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。

(a) 違反の認定

(b) 関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

(c) 申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二十年三月二日に東京で

日本国政府のために

岡田克也

カザフスタン共和国政府のために

A・カマルディノフ